公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請　・・・　2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案　・・・　20

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ８

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月１７日

②　申　請　者：国際十王交通株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：２６．４７％

⑤　初乗り運賃：２２０円（現行：現金１８０円、ＩＣ１７８円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
熊谷駅～新島車庫	210	210	270	9,450	12,150
熊谷駅～熊谷スポーツ文化公園	220	220	280	9,900	12,600
東松山駅～胄山	280	273	350	12,600	15,750

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ９

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和５年３月１７日

② 申　請　者：川越観光自動車株式会社

③ 適 用 路 線：一般路線バス全路線

④ 平均改定率：２５．０５％

⑤ 初乗り運賃：２２０円（現行：現金１８０円、ＩＣ１７８円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
桶川駅西口～けやき団地	200	199	260	9,000	11,700
高坂駅～鳩山ニュータウン	290	284	390	13,050	17,550
北本駅西口～北本団地	180	178	240	8,100	10,800

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１０

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月１７日

②　申　請　者：阪東自動車株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：２９．４９％

⑤　初乗り運賃：１９０円（現行：現金１５０円、ＩＣ１４７円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
柏駅東口～大津ヶ丘団地	240	231	310	10,800	13,950
天王台駅～湖北駅南口	200	199	290	9,000	13,050
我孫子駅北口～あけぼの山公園入口	170	168	250	7,650	11,250

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１１

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月１７日

②　申　請　者：茨城急行自動車株式会社

③　適 用 路 線：埼玉県内の一般路線バス全路線

④　平均改定率：１６．３７％

⑤　初乗り運賃：２２０円（現行：現金１８０円、ＩＣ１７８円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
北越谷駅～エローラ	320	315	390	14,400	17,550
北越谷駅～老人福祉センター	250	242	280	11,250	12,600
せんげん台駅～大正大学入口	400	398	440	18,000	19,800

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１２

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：千葉中央バス株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：３０．１％

⑤　初乗り運賃：２２０円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
千葉駅～和田新道	220	220	260	9,450	11,700
千葉駅～大宮団地	380	377	510	17,100	22,950
千葉駅～千葉県がんセンター	310	305	420	13,950	18,900
鎌取駅～千葉県がんセンター	170	168	230	7,650	10,350
鎌取駅～誉田駅	210	210	290	9,450	13,050

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１３

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：千葉内陸バス株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：２４．２４％

⑤　初乗り運賃：２００円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
千葉駅東口～みつわ台車庫	260	252	340	11,700	15,300
千葉駅東口～高品第二公園	210	210	240	9,000	10,350
千葉駅東口～東寺山町	220	220	250	9,450	10,800
四街道駅～旭農協	190	189	250	8,550	11,250

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１４

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：千葉交通株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：１０．１５％

⑤　初乗り運賃：１７０円（現行：現金１６０円、ＩＣ１５７円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
京成成田駅～イオンモール成田	210	210	270	9,450	12,150
ＪＲ成田駅西口～玉造四丁目	260	252	280	11,700	12,600
京成成田駅～七栄四ツ角	340	336	360	15,300	16,200
京成成田駅東口～富里農協・富里市役所	460	451	510	20,700	22,950
京成成田駅～桜田坂上	550	546	840	24,750	34,650
銚子駅～千葉科学大学本部前	210	210	300	9,450	13,500
銚子駅～イオンモール銚子	280	273	300	12,600	13,500
銚子駅～豊里ニュータウン第１	310	305	860	13,950	35,250

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１５

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：京成タクシー成田株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：９．９２％

⑤　初乗り運賃：１７０円（現行：現金１６０円、ＩＣ１５７円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
安食駅～竜角寺台車庫	270	263	350	12,150	15,750
銚子駅～外川	330	―	370	14,850	16,650
銚子駅～ポートセンター	290	―	350	13,050	15,750
銚子駅～海鹿島	260	―	310	11,700	13,950
銚子駅～県立銚子高校	160	―	170	7,200	7,650

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１６

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和５年３月２４日

② 申　請　者：京成トランジットバス株式会社

③ 適 用 路 線：一般路線バス全路線

④ 平均改定率：２１．２％

⑤ 初乗り運賃：２００円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
市川駅南口～大洲町	170	168	200	7,650	9,000
宝二丁目～行徳駅	170	168	200	7,650	9,000
本八幡駅～行徳一丁目	220	220	260	9,900	11,700
新浦安駅～行徳駅	300	294	360	13,500	16,200

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１７

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：ちばフラワーバス株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：４３．１％

⑤　初乗り運賃：２００円（現行：現金１６０円、ＩＣ１５７円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
千葉駅～東金駅入口（裁判所前）	550	546	1,610	24,750	72,450
(特急) 千葉駅～東金駅入口（裁判所前）	550	500	1,550	24,750	69,750
都賀駅～植草学園大学	240	231	350	10,800	15,750
八街駅～協同組合	350	347	550	15,750	24,750
成東駅～南浜	570	567	880	25,650	39,600

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１８

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：ちばシティバス株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：１９．１％

⑤　初乗り運賃：２００円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
稲毛駅～幸町団地	170	168	210	7,650	9,450
千葉駅西口～幸町団地	220	220	250	9,450	10,800
西千葉駅～千草台団地	210	210	250	9,450	10,800
稲毛駅～幕張豊砂駅	300	294	570	13,500	25,650

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ１９

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和５年３月２４日

② 申　請　者：ちばグリーンバス株式会社

③ 適 用 路 線：一般路線バス全路線

④ 平均改定率：３４．０％

⑤ 初乗り運賃：２２０円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
京成佐倉駅～ＪＲ佐倉駅	170	168	230	7,650	10,350
ＪＲ佐倉駅～第三工業団地	380	377	510	17,100	22,950
京成佐倉駅～聖隷佐倉市民病院	220	220	300	9,900	13,500
志津駅～南中野	180	178	240	8,100	10,800
臼井駅～染井野南	190	189	260	8,550	11,700

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ２０

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和５年３月２４日

② 申　請　者：千葉海浜交通株式会社

③ 適 用 路 線：一般路線バス全路線

④ 平均改定率：１３．５％

⑤ 初乗り運賃：１９０円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
稲毛駅～稲毛海浜公園プール	170	168	210	7,650	9,450
稲毛駅～海浜幕張駅	210	210	350	9,450	15,750
新検見川駅～磯辺高校	170	168	240	7,650	10,800
新検見川駅～海浜幕張駅	190	189	270	8,550	12,150
千葉駅～千葉興銀本店	210	210	240	9,450	10,800

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ２１

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２４日

②　申　請　者：東京ベイシティ交通株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：１４．０％

⑤　初乗り運賃：１７０円（現行：現金１５０円、ＩＣ１４７円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
浦安駅入口～舞浜駅	190	189	210	8,360	9,240
浦安駅入口～舞浜駅	250	242	280	11,000	12,320
浦安駅入口～新浦安駅北口	150	147	170	6,600	7,480
新浦安駅～高洲海浜公園	150	147	170	6,600	7,480

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ２２

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２３日

②　申　請　者：船橋新京成バス株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：２８．９１％

⑤　初乗り運賃：２３０円（現行：現金１８０円、ＩＣ１７８円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
船橋駅北口～市立体育館・市民プール入口	220	220	220	9,900	9,900
船橋駅北口～金杉町	220	220	260	9,900	11,700
船橋駅北口～金杉台団地	270	263	340	12,150	15,300
津田沼駅～薬園台高校前	180	178	230	8,100	10,350
津田沼駅～自衛隊前	240	231	270	10,800	12,150
津田沼駅～新木戸	290	284	340	13,050	15,300

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ２３

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和５年３月２３日

② 申　請　者：松戸新京成バス株式会社

③ 適 用 路 線：一般路線バス全路線

④ 平均改定率：２８．９７％

⑤ 初乗り運賃：２３０円（現行：現金１８０円、ＩＣ１７８円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
北小金駅～行政センター	210	210	270	9,450	12,150
松戸駅東口～三矢小台	220	220	290	9,900	13,050
松戸駅東口～総合医療センター	240	231	300	10,800	13,500

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ２４

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

① 申請年月日：令和５年３月２２日

② 申　請　者：ちばレインボーバス株式会社

③ 適 用 路 線：一般路線バス全路線

④ 平均改定率：１９．６％

⑤ 初乗り運賃：２１０円（現行：現金１７０円、ＩＣ１６８円）

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
千葉ＮＴ中央駅～高花団地入口	190	189	220	8,550	9,900
五香駅～しいの木台	190	189	230	8,550	10,350
鎌ヶ谷大仏駅～八木ヶ谷	220	220	260	9,900	11,700
新鎌ヶ谷駅～西白井５	270	263	310	12,150	13,950

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第５５条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和５年４月６日

関東運輸局長　　新田　慎二

１．申請事案の概要

（１）事 案 番 号：２２Ｃ２５

（２）事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

（３）事案の概要

①　申請年月日：令和５年３月２３日

②　申　請　者：関越交通株式会社

③　適 用 路 線：一般路線バス全路線

④　平均改定率：１９．６６％

⑤　初乗り運賃：１８０円（現行：現金１６０円、ＩＣ１６０円）

⑥　主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期１ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	ＩＣ	現金・ＩＣ		
渋川駅～大崎	100	100	180	5,600	6,300
前橋駅～関根	400	398	510	14,000	17,850
高崎駅～大八木	350	347	410	12,250	14,350
渋川駅～伊香保温泉	580	576	800	18,200	28,000
水上駅～谷川岳ロープウェイ	760	755	940	20,300	32,900

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の（１）～（４）の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

（１）意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）事案の件名及び事案番号

（３）意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

（４）意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

３．意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課

以上

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2　事案の件名及びその番号
3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年4月6日　　関東運輸局長　新田　慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号　要請・申請者　　事案の概要（1. 要請・申請期間　2. 運賃適用地域名　3. 要請・申請概要）

23B01号　多摩地区 法人タクシー事業者　53者
1. 令和5年1月12日～令和5年4月11日
2. 多摩地区
3. 運賃改定要請の概要
　以下（別紙）のとおり

【多摩地区】　　別 紙

1. 要請期間　　令和5年1月12日～令和5年4月11日（受付期間：3ヶ月間）

2. 要請状況 （令和5年3月24日時点）

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大 型	普 通	計（A）
法人	53 者	2 両	6 両	2,984 両	2,992 両

地区全体の車両数（B）
3,112 両

要請車両数割合（A÷B）×100
96.14 %

3. 要請における所要増収率　10.9%～35.0%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通	1	0.8 km	500 円	200 m	100 円	65 秒	100 円	30 分	4,000 円	30 分	4,000 円
	2	0.900～0.986 km	500 円	193～215 m	100 円	75～85 秒	100 円	30 分	3,750～4,100 円	30 分	2,700～4,300 円
	3	1.000～1.030 km	500 円	197～234 m	100 円	70～95 秒	100 円	30 分	3,110～3,990 円	30 分	3,110～4,150 円
	4	1.1 km	500 円	225～250 m	100 円	75～80 秒	100 円	30 分	3,200～3,830 円	30 分	3,200～3,830 円
	5	1.2 km	530 円	270 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,350 円	30 分	3,350 円
	6	1.0 km	600 円	225 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	3,820 円	30 分	3,820 円

○参考（現行運賃）

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
	距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1.2 km	500 円	257 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,110 円	30 分	3,110 円

5. 現行運賃改定
令和元年12月13日公示（令和2年2月1日実施）

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2　事案の件名及びその番号
3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年4月6日　　関東運輸局長　新田　慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号　要請・申請者　　事案の概要（1. 要請・申請期間　2. 運賃適用地域名　3. 要請・申請概要）

23B02号　千葉県A地区 法人タクシー事業者　83者
1. 令和5年1月6日～令和5年4月5日
2. 千葉県A地区
3. 運賃改定要請の概要

23B03号　千葉県B地区 法人タクシー事業者　49者
1. 令和5年1月6日～令和5年4月5日
2. 千葉県B地区
3. 運賃改定申請の概要

以下（別紙）のとおり

【千葉県A地区】

1. 要請期間　　令和5年1月6日～令和5年4月5日（受付期間：3ヶ月間）

2. 要請状況 （令和5年3月28日時点）

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大 型	普 通	計（A）
法人	83 者	2 両	0 両	3,913 両	3,915 両

地区全体の車両数（B）
4,449 両

要請車両数割合（A÷B）×100
88.00 %

3. 要請における所要増収率 16.8%～22.9%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通	1	1.00 km	500 円	218 ～230 m	100 円	75 ～80 秒	100 円	30 分	3,900 ～4,050 円	30 分	3,900 ～4,050 円
	2	1.04 km	500 円	219 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	4,040 円	30 分	4,040 円
	3	1.05 km	500 円	174 m	80 円	90 秒	80 円	30 分	4,000 円	30 分	4,000 円
	4	1.05 km	500 円	217 ～219 m	100 円	75 ～95 秒	100 円	30 分	3,340 ～4,030 円	30 分	3,340 ～4,030 円
	5	1.10 km	500 円	210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	3,600 円	15 分	1,800 円
	6	1.11 km	500 円	223 m	100 円	80 ～95 秒	100 円	30 分	3,820 ～3,900 円	30 分	3,820 ～3,900 円
	7	1.16 km	550 円	174 m	80 円	95 秒	80 円	30 分	4,030 円	30 分	4,030 円
	8	1.16 km	550 円	219 m	100 円	75 ～95 秒	100 円	30 分	4,010 円	30 分	4,010 円

○参考（現行運賃）

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
	距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1.27 km	500 円	263 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,340 円	30 分	3,340 円

5. 現行運賃改定
令和元年12月13日公示（令和2年2月1日実施）

【千葉県B地区】

1. 要請期間　　令和5年1月6日～令和5年4月5日（受付期間：3ヶ月間）

2. 要請状況 （令和5年3月28日時点）

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大 型	普 通	計（A）
法人	49　者	19　両	7　両	1,027　両	1,053　両

地区全体の車両数（B）
1,138　両

要請車両数割合（A÷B）×100
92.53　%

3. 要請における所要増収率　15.6%～34.1%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通	1	1.02　km	500　円	219　m	100　円	80　秒	100　円	30　分	4,130　円	30　分	4,130　円
	2	1.05　km	500　円	219～226　m	100　円	80～100　秒	100　円	30　分	3,500～4,120　円	30　分	3,500～4,120　円
	3	1.10　km	500　円	220　m	100　円	80　秒	100　円	30　分	3,600　円	15　分	1,800　円
	4	1.11　km	500　円	231　m	100　円	100　秒	100　円	30　分	3,910　円	30　分	3,910　円
	5	1.16　km	550　円	226　m	100　円	100　秒	100　円	30　分	4,000　円	30　分	4,000　円
	6	1.21　km	500　円	240　m	100　円	90　秒	100　円	30　分	3,600　円	30　分	3,600　円
	7	1.21　km	550　円	186　m	80　円	100　秒	100　円	30　分	3,880　円	30　分	3,880　円
	8	1.30　km	500　円	250　m	100　円	100　秒	100　円	30　分	3,400　円	15　分	1,700　円

○参考（現行運賃）

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
	距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1.27　km	500　円	272　m	100　円	100　秒	100　円	30　分	3,330　円	30　分	3,330　円

5. 現行運賃改定
令和元年12月13日公示（令和2年2月1日実施）